

令和6年(行ウ)第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
令和6年(行ウ)第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトン 外1名
被告 東 京 都 外1名

準備書面(3)

令和6年11月26日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人	飯	田	隼	矢 
同	柏	木	健	三 
同	菊	池	和	彦 
同	鶴	見	信	介 
同	中	村	遼	平 
同	下	地		航 
同	阿	部	純	基 
同	高	橋	裕	也 

被告東京都は、本準備書面において、原告らが具体的な教養内容を記載した資料等の提出を求めていることに対して見解を述べるとともに、原告シェルトンに対する取扱いを開始した根拠及び原告マシューに対する職務質問の端緒について、それぞれ主張を補足する。

なお、略語については、本準備書面で新たに読み替えるもののほか、被告東京都の従前の例による。

1 原告らが具体的な教養内容を記載した資料等の提出を求めている点について

原告らは、乙B6号証ないし乙B9号証にはタイトルしか記載されていないとして、具体的な教養内容を記載した資料等の提出を求めるようであるが、警視庁本部の主管所属（今回でいえば地域指導課）が発行する職質指導班だより（乙B6号証ないし乙B9号証）については、これを受けた警察署等の幹部が、その内容に基づき、現場で職務執行に当たる部下に対して適宜指導教養を行うものであり、具体的な教養内容をとりまとめたものは存在しない。

2 原告シェルトンに対する取扱いを開始した根拠について（補足）

原告シェルトンに対する取扱いについては、令和6年7月23日付け被告東京都準備書面(1)（以下「被告東京都準備書面(1)」という。）第4の2(3)で述べたとおり、交通違反取締りに従事していた山田巡査部長らにおいて、本件バイクの運転者である原告シェルトンが道交法26条の2に違反する行為をしたのを現認したことから、警察法2条1項に規定する「交通の取締」を行うために原告シェルトンに対して停止を求め、必要な対応をしたというものである。

この点、警察法2条1項に規定する「交通の取締」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査な

どがこれに当たると解されているところ（田村正博・警察行政法解説（第三版）31ページ）、山田巡査部長らは、原告シェルトンが道交法26条の2に違反する行為を現認したことから、交通法令違反の捜査の一環として停止を求めたものであり、その行為は、警察法2条1項の規定に照らし、適法なものであることは明らかである。

なお、道交法26条の2に違反する行為をした原告シェルトンが警職法2条1項に規定する「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」に該当することも明らかであるから、いずれにしても、山田巡査部長らが原告シェルトンに対する取扱いを開始したことは、法令上の根拠を欠くものではない。

3 原告マシューに対する職務質問の端緒について(補足)

桑代巡査長らが、原告マシューに職務質問をした端緒については、被告東京都準備書面(1)第4の2(4)で述べたとおり、本件パトカーの助手席に乗車していた桑代巡査長が、対向車線を走行してくる車両を見ていた際、目測時速20から30キロメートルの速度で基督教大裏門交差点に向かって走行してきた本件乗用車の運転者である原告マシューが、本件パトカーとすれ違う際に本件パトカーを意識しているように見えたことからこれを不審と認めた、というものである。

ここにいう「意識しているように見えた」との点については、この際の原告マシューの動作がどのようなものであったかとの点においてやや具体性に欠けることから、改めて桑代巡査長に説明を求めたところ、動作だけをあえて分解すると、前方から本件乗用車が接近するに際し、運転者（原告マシュー）が顔を向けてパトカーの方を見るや、側方通過時にパトカーに視線を向けたままの状態顔だけをそむけたように見えたとのことであった。

このように、桑代巡査長は、前方から進行してきた本件乗用車が本件パトカー

の右側方を通過していく際に、原告マシューのこうした動作等を通じて、本件パトカーの存在を気にしているように感じたため、原告マシューに職務質問を開始するに至ったものである。